## 埼玉県営繕·公園事務所建設工事請負等入札参加者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県建設工事指名業者選定要領に定めるほか、埼玉県営繕・公園事務所が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託並びにその他の業務委託及び物品購入等(以下「建設工事等」という。)の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

## (委員会の設置)

第2条 建設工事等の入札·契約事務の適正な執行のため、埼玉県営繕·公園事務 所に埼玉県営繕·公園事務所建設工事請負等入札参加者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

## (審議事項)

- 第3条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。
  - (1) 建設工事等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
  - (2) 建設工事等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
  - (3)次のア及びイに掲げる建設工事等の区分に応じて定める随意契約の手続き に関すること。
    - ア 建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維 持管理の委託

埼玉県財務規則別表第2の「様式の区分」欄の支出負担行為兼支出命令書 に区分されているもの以外のものに係る見積書徴収

- イ 建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等 財務規則第102条の2で定める額を超えるものに係る見積書徴収
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

### (組織)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。
- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

# (運営)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。
- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開 くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

## (関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (内申等)

- 第7条 第3条各号に規定する事項の提案(以下「内申等」という。)は、その建設工事等を所管する委員(以下「内申者」という。)が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。
  - (1) 埼玉県業者情報管理システム等による指名選定資料(内申書)
  - (2) 一般競争入札の公告文(案)
  - (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料

- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、埼玉県営繕・公園 事務所長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行う とともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

## (議事録等)

- 第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後、契約の相手方が決定した後に、議事録の提供を希望する者に対し、営繕・公園事務所において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。
- 2 前項の情報提供を行う期限は当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第7条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。
- 4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人 その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であ って、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情 報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、埼玉県営繕・公園事務所総務管理担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、埼玉県営繕・公園事務所長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 埼玉県営繕工事事務所工事請負等業者選定委員会設置要綱は、平成26年9月30日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和6年11月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

## 別表

		委員の職名
委員	長	埼玉県営繕·公園事務所長
副委員長		埼玉県営繕・公園事務所副所長(総務管理担当
		を所管する者)
委	員	埼玉県営繕・公園事務所副所長及び担当部長